

## 箕面忠魂碑違憲訴訟について

平野 武

(龍谷大学)

箕面忠魂碑訴訟につきましては、マスコミでも大きく取り上げられております。若干、地域差はあるかも知れませんが、裁判はもちろんのこと、原告らの問題意識やそれにかかわる種々の運動等もかなり大きく報道されておりますので、大略については、すでにご存知かと思えます。今日、かなりジャーナリスティックな問題になっているといつていいわけですし、私の今日の報告も、いくぶん、ジャーナリスティックになるかもしれませんが、そのへんは、お許し願いたいと思います。

この事件は、実は、新聞報道でも明らかなように、内容の点からいいますと、政治的な性格をもっていると思われまます。政教分離が問題になる限り、それがある意味では政治的な性格をもつのは当然ですが、この事件での原告らの主張は、それを超えて、政治的主張をなしているのです。たとえば、その原告団が出しております、箕面忠魂碑訴訟ニュースなどを見ても、何故、忠魂碑を告訴するか、というところでは、忠魂碑はかつてのアジア諸国に対する帝国主義侵略の戦争に国民を「忠君」の名分によって駆り出す役割を担って、全国の町村に建てられた云々とい

う部分がありますし、それから、忠魂碑の思想と歴史を思えば、これを維持保存することは、明治憲法下の軍国的忠君思想をうけて、広めることであって、平和と主権在民と人権尊重を基調とする現憲法の理念に反するものとされており、つぎに、教育上の問題がでてきます。すでに周知のことかと存じますが、箕面忠魂碑というのは、同市立の西小学校の仮の運動場の一部を潰して、そこへ移築されたわけですけれど、そういうことは教育上、許し難いことであるという意味のことを原告たちは述べておりますし、そして、最後に、忠魂碑に戦没者を祭り、神社神道などの宗教儀式によって慰霊祭を行うこと云々が、政教分離の原則にも違反するとしております。順序からしますと政教分離の原則というのは、一番後にしか出て来ないわけです。

この事件は、そういうところから、なによりも政治的な問題であることは、確かに否定できないわけです。また、この事件における原告団の人々は、特定の信仰をもっているわけではありません。宗教については平均的日本人のかわり方といえますか、とくに明確な意識をもっていない人が多いいわけです。そういう意味で、これは宗教法上の問題プロパーのものでないという人もあるかも知れません。しかし、問題は、裁判では、政教分離の原則を巡って争われたわけでありまして、それから、政治的といいますが、原告たちは、特定の党派には属していません。いわゆる市民運動を行なっていた、最初は、マンション建設反対運動で知り合って仲間になった家庭の主婦が、主なメンバーであります。いわゆる、戦中派に属する人々といつてよいでしょう。そこで、「政治的」といいますが、実はこの原告たちの運動というのは、かなり幅広いものでありまして、たとえば、今、問題になっております、情報公開を求める運動等にも積極的に参加をしております、それに関わる画期的な判決だと評価されるところの昭和五年九月二四日の箕面教育委員会会議録判決を勝ち取っているわけです。あるいは、粘り強く、反天皇制、あるいは、反靖国運動というものを一貫して行なっております。あるいは、教育塔というのが、大阪市の大阪城公園にあるわけで

すけれど、その碑文を書き改めさず運動を行ない、成功をさせています。これは、碑文の中に、教育勅語からとった言葉があったわけですけれど、それを書き改めさせたわけです。さらには、反核を求める運動に参加をしたり、というふうに、非常に活動自身は、政治的といえは、政治的であります。その性格は、すでに述べましたように広範なものです。それから裁判については昭和五七年の三月二四日の判決だけでなくして、箕面教育委員会の会議録の閲覧・謄写請求の裁判に原告らが勝ったということは述べたところであります。さらに、忠魂碑の前に広場があるのですが、そこで、慰霊祭を行なっている遺族会という団体があります。慰霊祭はこの遺族会が主催しているわけですが、その慰霊祭に対して、市が小学校の机やイスを配置したり、あるいは、神職や僧侶が慰霊祭を執り行なっています。その着替えの便宜をはかったり、あるいは、市長以下、市の幹部、あるいは、市の職員が、参加をしたり、手助けをしたりしたことの違憲性を争った訴訟が、いわゆる慰霊祭訴訟であります。こういうふうには、運動は、ぜひぶん幅広いものであるわけです。少し大袈裟に言うならば、この政教分離を巡る訴訟がそれを巡っているという点では、近代市民革命と信教の自由の関係をも思い出させるような広がりをもっているわけです。

以上のように、訴訟の意義、あるいはその射程というものは、ぜひぶん広いわけですが、ただ、昭和五七年三月二四日の判決におきましては、もちろん、政教分離についての判断がなされたわけです。この訴訟でも原告らは、憲法前文、あるいは憲法第一条の国民主権だとか、あるいは、憲法第九条に違反するということを主張したわけですが、それについては判決は、直接には触れておりません。正面から触れることは避けているということができます。この判決自身は、やはり、政教分離を巡ってなされたわけですし、例の津の地鎮祭訴訟の最高裁判決の藤林意見にありましたように、国・地方公共団体というのは、思想や良心に関する事項で、社会的対立や世論の対立を生ずるよう

なことは、避けるべきであるという、そういう線で、基本的には判断がされたものだと思います。そういう意味では、これは、やはり、宗教学法学会で取り上げるべき、学会に相応したテーマだと思えますし、判決も、先程いいましたように―原告自身の意図から言いますと、少し、原告たちにとっては、不十分かもしれませんが―それなりの慎重さを出しているというふうに考えることが、一応出来るかと思えます。

さて、もう一つお話しいたしますと、忠魂碑訴訟は、あたりまえの話ですけれど、忠魂碑は何かということが、中心になって争われたわけです。ここで何かということは、その性格についてでありますけれど、この忠魂碑の性格について、要するに、忠魂碑が、宗教施設であるかどうか、それから、慰霊という観念、あるいは、忠魂碑の前で行なわれている、慰霊祭というものを、どういうふうに考えるべきか、これが、まさに、重大な問題であったわけです。それに際しましては、鑑定人の意見というのが、やはり、非常に大きなウエイトを占めたと、私は思います。いわば、宗教というものの理解だとか、あるいは、近代日本の宗教史というものについての理解というものが、この訴訟には不可欠であったわけで、そういう意味でもこれはいわゆる宗教法裁判であるといってもいいわけです。

ただ、誤解のないように申しておきますと、判決自身は、忠魂碑あるいは慰霊祭についての宗教学的な意義づけといえますか、見解というものを、そのまま、受け入れるということは避けております。いわば宗教学上、あるいは、神道学の教義上、慰霊というものは、どういうふうに考えられるのか、というようなことについては、直接にはもちろん、触れるのを避けているわけです。その点は後で、また、触れるかもしれませんが、判決は、宗教の概念というものを、広く設定することによって、宗教学上、あるいは、神道学上、慰霊をどういうふうに位置づけるのかというようなことに触れる必要を避けたと、いうふうにいいかと思えます。若干、その他の例を挙げますと、たとえは、鑑定意見を巡って、忠魂碑に霊が宿るのかどうかというような論争もあつたわけです。神道学の上では、ひもろ

ぎをたてて、そこに神を招き降ろして、はじめて神霊が忠魂碑のところに降りてくるのであり、それをやらないう限りに、忠魂碑は、宗教施設ではないとする鑑定人の意見が出されたわけですし、あるいは、仏教の方では、霊というのは、浄土の方にあるのであって、忠魂碑にはないとする仏教僧侶の証言もあったわけですが、その点については、実は、判決は、触れておりません。あるいは、祭神になるには、神道の教義上は、尊命がつかなくてはいい、ところが、本件忠魂碑の場合、それがついていないというような主張も、被告の側からあったわけですが、これについても、判決は、触れていないわけです。

以上のように、この判決は、宗教上の問題、宗教の教義にかかわる問題にはもちろん、立入っておりません。この判決は、政治にも、宗教にもかかわるものですが、政治裁判でも、宗教裁判でもありません。政治と宗教の関係をめぐるものであり、宗教学会の研究の対象として、もっとも重要なもののひとつである政教関係にかかわるものであることは、いうまでもありません。

さて、話の本題に入って行きたいと思いますが、最初に忠魂碑事件の舞台となったところの箕面市とはどのようなところかお話しいたします。箕面市は大阪の北の方にありまして、大阪市のベッドタウンとして、近年、急速に人口が増えていくところでもあります。実は、そのことは、ある意味では、この事件をもたらした引き金となり、背景にもなっているわけです。といえますのは、人口が急に増えまして、学校の増築というのが、必要になったということがあります。それから、実は、この原告たちは、十四・五年前に、箕面市に移ってきたところのいわゆる新住民であります。一方の遺族会の人たちは、旧住民ということができます。大正五年に箕面の忠魂碑が、建てられているわけですが、その忠魂碑を建てた人たちの子孫たちが、今、遺族会の中心メンバーになっております。そういう世代のギャップだとか、新住民、旧住民というような対立もあるかも知れません。その中の憲法感覚の違いというのもあるわけで、そ

れが、一つの背景となつていられると思われまふ。それから、原告たちの立場から言いますと、最近の政治の右傾化というものに何とかストップをかけたいというような、最近の政治の動きに対する危機意識というようなものも、この事件の背景に存している、ということだけは少し補足しておきたいと思ひます。

さて、忠魂碑の移設・再建をめぐる昭和五七年三月二四日の判決について、若干、内容を紹介しながら、問題点と、その軍国主義的性格、あるいは、天皇絶対主義的な性格というものを、まず、問題にしたわけですから、忠君思想をあらわす忠魂碑というのは、天皇に殉じた英霊を誉め称えるものだとということ、そして、その功績を顕彰して、忠死を勸励するものであつて、さらに、この碑の前においては、戦前からずっと、招魂祭・慰霊祭が催され、国民にその礼拝が強制されたということ、それゆゑ、憲法前文、一条、九条等の理念に反するのだというふうにいっているわけですから、これに対して、被告の側は、忠魂碑の基本的な性格については、人間の自然な心情の発露を示すものであり、追悼、慰霊という觀念に基づいて、戦没者を記念するためのものであると述べています。特に被告の側が言いたかつたのは、忠魂碑は国や軍の指導によつて、作られたのではなくして、民間の自発的な、下からの意思、いわば民心の至情によつて建設され、今日も存在しているものであるということでありまふ。これについて、原告の方は、忠魂碑というのは、やはり、靖国の思想を体現したものであつて、靖国神社と祭神も同じである、そして、たとえ、その戦没者を、民間の有志が祀ることがあつても——実は、箕面忠魂碑は、在郷軍人会の箕面村分会が中心になつてつくつたのであり、このような組織が民間の有志であるとは考えにくいと思ひますが——そのような戦没者を追悼しようとする、その民心の至情というものは、軍国主義に染め上げられたのであり、それとは別には存在しなかつたということ、主張したわけですから。さらに、被告の方は、実は、国家の方では、忠魂碑の建設に、消極的な態度をとつて、これを抑制しよ

うともしていたのであるというふうに言っております。このことは、判決の中でも、若干、触れているわけですが、実は、内務省の神社政策と軍の方針との齟齬による、若干の混乱というものが、あったことはあったわけでありまして、そのへんを、どういうふうに評価するかということが、一つ、問題にはなるかと思えます。しかし、原告らは、中央には靖国神社——これは、もちろん、東京の九段にあります——各府県には護国神社——以前の招魂社であります——が建てられ、それから、町村レベルで、この忠魂碑が建てられたといい、さらにこれらは、一つの系統・系列の下におかれていたものであって、その性格というものは、明らかである、ということ述べています。靖国神社との関係の中で、忠魂碑の性格をどのように位置づけるかという点について、判決は、周知のとおり、原告らの主張を、ほぼそのまま、認めただけです。ついですが、ここでは、靖国神社の歴史的な性格について、判決が、軍国主義的なものであることを当然のこととして注目されます。被告らもこの点とくに争っていませんが、いわゆる靖国問題には微妙な影響を与えるかも知れません。

それからもう一つ、忠霊塔と忠魂碑の関係になりましたが、これは、訴訟の最終段階になって、被告の側から、言い出したものです。実は、忠霊塔というものが、昭和の十四年から、作られるようになったわけです。この忠霊塔というのは、簡単に言いますと、墳墓たる性格を有し、なおかつ、当時の状況から言っても、軍国主義的な性格を持つていることを被告の側でも認めているのですが、しかし、忠魂碑はこれとは違うというのが被告の言い分であつたわけです。原告らは、それについては、忠魂碑にも遺骨を納めたものがあるし、忠魂碑と忠霊塔とは、その区別がそもそも相対的だし、その性格については、厳然たる区別はないのだという主張をしております。そして、この点についても、判決は、原告側の言い分を認めたわけでありませぬ。それから、戦後における忠魂碑の問題ですけれども、これは、戦後の、いわゆる、神道指令だとかにかかわる問題です。この忠魂碑自身も、実は、先程いいました

ように、大正五年に建てられたわけですけれど、戦後まもなく碑の部分だけが、切り離されて、土の中に埋められたわけです。それがまた、後で、復活をしたという、そういう経過をもっているわけですから、そういうことを含めて、忠魂碑というものが、戦後、どういうふうにも、処理されたか、あるいは、それについての意味あいというものはどうなったのか、ということです。これは、結局、結論から言いますと、原告、それから、判決の言うところは、戦後においても、忠魂碑のもつ本質的な意味内容というものは、変わっていないのだということです。忠魂碑が、戦後、忠魂の碑ではなくて、平和の碑になったというようなことはない、言い切ったわけです。

判決が「忠魂碑の歴史等について」の部分で述べていることは、判決の政教分離原則についての結論的部分には結びつかないように見えるかも知れません。そこでは、忠魂碑の宗教的性格についての判断がなされれば十分であるとの見解もあります。しかし、判決が「忠魂碑の歴史等について」の中で確認をしていることは、実は、忠魂碑の宗教的性格や政教分離原則についての判断のいわば底流になっていると理解すべきでしょう。このことは詳しく述べた余裕がありませんが、本件が歴史裁判であるとするなら、重要な問題になるはずです。

以上が、いわゆる、忠魂碑の歴史的な性格というところでありませうけれど、つぎに宗教的な性格についても、ごく簡単にお話を致します。そこでは、まず、忠魂の意味が問題になったわけですから、忠魂というのは――判決でも、原告の言い分をほとんどそのまま認めたわけですが――忠義を尽して死んだ者の靈魂を意味するのであり、それは、靖国神社の系列下にあつたわけですから、戦前には、小学生を含む全国民に、その拜礼が強制されたのであり、このように、その礼拝の対象とされた忠魂碑として本件忠魂碑も存在をしているのだということでありませう。そして、さらに、実は、本件忠魂碑は、非常に大きなものでありまして、全国に忠魂碑はたくさんありますけれど、その中でも、非常にりっぱなもの部類にはいるかと思ひます。少し具体的にいいますと、この点、判決は、玉垣を造り、あ



るいは、砂利を敷いたりして、侵し難い聖域的な雰囲気をもっているとし、あるいは、神社境内に漂うのと同じ荘厳さや神秘性をもっているというような判断をしております。これも、原告の言い分をそのまま認めたといいたいわけです。

さて、それに続きまして、本件忠魂碑には、それ自体、超自然的なものの具象化の現われである、神体としての霊璽——すなわち祭神名簿でありますけれど——が内蔵されていること、そして、戦没者遺族は、本件中魂碑に霊魂が宿ると観念して脱魂式や入魂式——これは、忠魂碑を移設するときに行なったわけですが——を行なったのであると、いうことを述べているわけです。この点、先程いいましたように、忠魂碑が、神道学の教義の上でどういうふう位置づけられるかどうかということよりも、現実の取り扱いといえますか、あるいは、遺族が、どのような観念をもつてこれにかかわっているか、というようなことだとか、その他のいわば社会的評価ということに基準を合せて、忠魂碑の性格、宗教的な性格づけがなされていると、というふうに考えていいと思います。それから、慰霊祭等につきましては、先程いいましたように、確かに、判決は詳しくは触れてないわけです。新聞報道でも、慰霊祭については、判決は判断していないというような報道をしたのも、一部あります。本格的議論は慰霊祭訴訟に委ねられたといってもいいのかも知れません。また、先程いったところでありませけれど、慰霊祭が、神道の教義の上で、どのような位置づけられるかということについては、もちろん、判決は触れていないわけです。しかし、それがどうであれ、宗教儀式として、礼拝というものが考えられ、その、礼拝の対象に忠魂碑がなっているというところに結びつけた形で、いわば宗教という概念を広く解した形で、やはり、直接ではないけれど、その位置づけというのは、この判決の中でもなされているのだと思われまます。その背景には、宗教を可能な限り、広く、これを解釈するというような観点が出されていることが指摘できます。一義的に定義することは、困難であるけれど、宗教とは超自然的、人の通

常の認識を越えたものの存在の確信と、これに対する畏敬の念を基にして、成立したものと一応言えるとして、そして、そのような定義が、憲法二〇条、八九条の規定における宗教の意義として、理解されるべきところであるということを判決は述べています。

それから、八九条について——政教分離の問題にはいつていきますが——このことは、すでに指摘されているところかも知れませんが、この判決は、新しい解釈を示しているわけです。すなわち、宗教上の組織、団体に対する公金の支出や便益の供与というのが、憲法八九条の規定に直接述べられている宗教的な組織あるいは団体というものに対するものに限らず、広く宗教活動に対して、公金を支出したり、あるいは、便宜をはかることも、やっぱり、八九条が禁止するところであるとしています。これには、遺族会の性格が絡んでおりまして、原告は、遺族会については、宗教団体だと主張したわけですが、判決では、厳格な意味での宗教団体ではないという判断をし、しかし、八九条については、宗教団体に限る必要がない、と判断をしたわけです。ところが、この判決では、八九条については、そういうふうによく解釈をして宗教活動に対する公金の支出という概念でカバーをしたわけですが、二〇条一項後段の宗教団体に対する特権の付与ということについては、まったく判断をしておりません。この点ちよつと、私自身は、不思議に思うわけですけれども、そこでも宗教団体というのが出てくるわけですから、八九条で、宗教団体というものについての新しい解釈を出したのであれば、二〇条一項も同じような解釈が成り立つのではないかと、いうふうに思われるわけです。特に、この特権については、広く解釈するのが、通説でありますし、特別な、利益的な取り扱いがやはりなされているというふうには、解釈がなされてもよかつたのではないかと思えます。

つぎに二〇条三項の宗教的活動についてでありますけれども、これは、結論から言いますと、例の最高裁判所の津の地鎮祭判決の線に従った判断がなされたわけです。すなわち、津の地鎮祭の名古屋高裁の判決、あるいは、最高裁の

反対意見のような、宗教的信仰表現、信仰の表現である一切の行為というのではなくて、宗教に関わり合いのある行為のうちで、目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助・圧迫、あるいは抑圧・干渉等の効果をもつものと解釈したわけです。ただ、実は、山口県の自衛官合祀訴訟では、合祀の申請行為も宗教活動にあたるというふうに、宗教活動を広げているわけですが、本事件においても、従来の線よりは、広げたと解釈されます。宗教活動の意味を広げたものと解釈されるのは、その忠魂碑という宗教的な施設の移設、あるいは、その碑を建てる為の土地の無償貸与も宗教的活動にあたるというふうに、判断をしているところであります。しかし、先程いいたように、最高裁の津の地鎮祭訴訟の多数意見に乗っかっているわけですから、その問題点が、一応あると思われるわけです。その辺は評価が分かれるかも知れません。目的・効果論そのものに対する批判、あるいは、本件が目的・効果論の適用されるケースであるか否かについての議論があると思います。

それから、もう一つ、特徴的なことは、目的・効果論に加えて、といいますか、あるいは、それと並んで、「過度のかかり合い」のテストを出したことであります。この「過度のかかり合い」テストというものが、この判決の中で、どのような意味を持っているのかということとは、なかなか難しい問題ですけど、私自身の感じでは、やはり、非常に重要な機能を持っているのだと思います。単にその目的・効果論が持つ弱点を補強するという意味よりも、あえて言うならば、目的・効果論より「過度のかかり合い」テストの方が、ウエイトがあるのではないかと思っております。それは、文章といえますか、判決の中味の言葉尻を捉えるようにですけど、判決は、その「過度のかかり合い」テストに関して、つぎのように述べています。本件使用貸借——忠魂碑再建のために土地を貸し与えたことですが——や本件の移設というものは、「その費用の多額なことや、継続的關係が生じて行くことに照らして、同市は、この宗教施設に対して、過度の関わり合いを持ったといえる」。判決はそうように断言しているわけです。その上、行為の

目的や、効果の点から検討しても、すなわち憲法二〇条三項の解釈について最高裁の出した線に即して判断しても、違憲だといえる、との言い方をしているわけです。ここで費用の多額さというのは、実は、移設等に際しては、移設費と再建のための土地取得で、八千三百万円程かかっているわけですから、そのことを言っているわけです。ただ、この費用の多額なことと言うのが、いわゆる「過度のかかり合い」、すなわち、アメリカでいうエンタングルメントというのにはいるのかどうか、という疑問があります。私、実は、アメリカのことはよくは知らないんですけど、そういう概念にはいるのかどうか、むしろ、目的・効果論の効果の方ではないかとも思うわけですけれど、このへんは詳しい方にぜひ御教授願いたいと思います。そういう、費用が多額なこと、それから、継続的な関係が生ずること、というものを上げ、その上という形で、目的・効果論をもって来ているという点、大きな特色であろうかと思えます。

それから、教育施設と忠魂碑との関係なんですけれど、これは、実は、最初の方で報告しましたように、本件では原告たちは、教育上の問題をも重要視していたわけです。判決の中でも、本件で特に見落してはならないこととして、忠魂碑が、元の小学校すなわち市立の箕面小学校から箕面市立西小学校前に移設・再建されたことに即して——少し詳しくいいますと、もともと、この忠魂碑は、箕面小学校の校庭の一部に建っていたわけですけれど、その校舎増設、具体的に言いますと、プールを増設するのに、じゃまになったので、箕面市立西小学校の向い側にある、当時、仮運動場として使っていた土地の一部に移設をしたわけでありまして、そういうことを捉えまして——今日、今もなお、聖域として、西小学校校門前に特殊な一区画を形成しているということをおっしゃっています。これを見落してはならないこととして強調しているのです。そして憲法上の政教分離の原則に、まったく、これでは、市当局は無関心であるばかりか、積極的に忠魂思想を鼓吹していると受け取られても弁解の余地がないと、というようなことを判決は言

っているわけです。これもまた、一つの重要なポイントだと思えます。これは、私の考えるところでは、移設、あるいは、土地の無料貸与というものについて、被告の側からの主張、すなわち、それらは宗教的な意義を有しないとか、あるいは、名古屋高裁の線、あるいは、最高裁の少数意見で言うような線で考えても信仰表現行為ではない、すなわち、どちらの線からいっても宗教的な意義を有さないのだというような主張に対して、補強的に答えているのではないかと思います。要するに忠魂碑は小学校のすぐ前にあるのですけれど、それが、存在しているということだけで、それが、一つのやはり、意味を持つのだということを、すなわち宗教的な意義を持つのだということを、述べているのではないかと思われれます。

最後に、もう一言だけ、今後の問題ということでお話ししたいと思います。本件は控訴されましたが、当然最高裁まで争われることと思えます。その中で今後、新たな展開がなされるかも知れません。目的・効果論をどのように考えるかは、依然として重大な問題になるでしょう。また、教育との関係を少し、お話ししましたけれど、これは、法廷では、そのまま、ストレートに争われたわけではありません。教育基本法前文や一条だとか、同法の一〇条の問題というようなことも、あるいは、出て来るかも知れません。それから、碑の所有権、これは、判決では、遺族会のものだというふうになってしまったわけですけど、原告団は、別の主張もしております、このへんの問題が蒸し返されるということもあります。ただ、碑の所有権が遺族会にないとしますと、権利のないものに対して、公金を支出したことの違法性のみが判断され、違憲判断がなされずにおわることも考えられます。

その他、問題がまだ沢山ありますが、この箕面忠魂碑の問題は、冒頭でお話ししましたように、各界に非常に重要な政治的なインパクトを与えているわけで、自民党も異例の反論を判決直後に出しております。それから、さらに、この判決が出たことによって最近、控訴審判決が出ました、山口県の自衛官合祀違憲訴訟だとか、あるいは、岩手の

靖国神社公式参拜決議違憲訴訟だとか、愛媛県の玉串料の支出問題その他いろいろな問題をどういうふうにかえるのか、という点について、大きな影響力を与えていくであろうと思われます。大阪市内でも、市有地の一部に建っている、いわゆるお地藏さんが問題になってきておりますが、そのような、波及的な効果を、これから及ぼして行くであろうというふうに思われます。判決自身は、先程いきましたように、最高裁判決ののっとりながら、しかし、政教分離に対しては、厳しい態度をとっているということがなんといつても、大きな特徴として指摘できるわけです。そして、全般的にいえば、判決の構成については、評価されるべき手がたさというものを持っているかと思えます。ところどころ、日本国民を人と神との区別がつかない特異な民族といったりして、筆が走っておりますけれど、形の上では、最高裁の判決の線にできるはずれないようにしているようです。この裁判は、これから先、何年かかるかわかりません。非常に長期にわたるでしょうが、見守っていきたいと思えます。

非常に急ぎまして、内容も取り留めなく、あるいは、非常に雑駁なものになりましたけれど、一応、報告は終わらせて致きたいと思えます。

本報告はすでに時機を失している部分もあるが若干の手直しを加えただけで原稿化せざるを得なかった。本報告で述べたことは、より詳しく、「箕面忠魂碑訴訟判決について」八龍谷大学宗教法研究会編『宗教法講座』第七号、一九八三年三月で展開している。参照願えれば幸いである。また「忠魂碑と慰霊祭における歴史認識」八龍谷法学一六巻一号も関連する問題を扱っている。参照願いたい。